

ときがわ町中小企業・個人事業主応援金 Q&A

Q1 応援金の対象事業者の規模要件は。

A1 法人・個人共通：中小企業基本法第2条第1項の中小企業に該当する事業者

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
① 製造業・建設業・運輸業・その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万以下	100人以下
④ 小売業	5,000万以下	50人以下

なお、その他法人等についても上記従業員数を適用します。

Q2 【個人事業主】町外に住んでいるが、ときがわ町で事業を行っている。対象になるか。

A2 ときがわ町内に事業所があり、その売上が全体の売上の半分以上を占めていれば、対象となります。

Q3 【個人事業主】ときがわ町内に住んでいるが、町外で事業を行っている。対象になるか。

A3 ときがわ町内に住所を有している方も対象としていますので、対象となります。

Q4 従業員数の定義は。

A4 パート・アルバイトを除く正社員の人数となります。なお、会社役員や個人事業主本人については、従業員数には含みません。

Q5 従業員の人数はいつ時点のものか。

A5 申請時点の人数です。

Q6 【法人】本店が他市町村にあり、事業所がときがわ町にあるが対象となるか。

A6 全体の売上高の内、ときがわ町での売上高が全体の売上高の半分以上占める場合、対象となります。

Q7 【法人】ときがわ町での売上高が半分以上占める証明は何をもって証明すれば良いか。

A7 事業者名と事業者の押印がなされた物で、任意の売上高帳等で売上が分かり、全体の売上とときがわ町での売上を比較したもので証明して頂ければ、それをもって証明とします。

Q8 ときがわ町内に複数事業所がある。それぞれで給付を受け付ける事は可能か。

A8 同一事業者につき、1回の給付のみとなっております。

Q9 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業組合法人、農業法人、組合、又は有限責任事業組合（LLP）は給付対象となるか。

A9 ときがわ町に主たる事務所又は事業所があって収益事業を生業とし、確定申告をしていれば対象となります。但し、該当する事業規模についてはQ1の通りです。

Q10 いつ支給されるのか。

A10 概ね2週間程度でご指定の口座にお振り込みします。

Q11 個人農家も対象となるか

A11 Q1記載の要件を満たしていれば対象となります。

Q12 応援金は課税対象となるか

A12 税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業主の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。ただし、本年の確定申告の収入に参入する必要があります。

Q13 町税に滞納がある場合は対象とならないか。

A13 申請時点で町税に滞納がある場合は、対象外となります。但し、納税猶予や納税相談を受けている方については別途ご相談下さい。

Q14 個人事業主において売上とはどの部分を指すか。

A14 原則として、確定申告書B第一表において、事業収入の部分（営業、農業）のことを指します。事業収入以外の収入（不動産収入や給与収入等）がある方は、事業収入の割合が、事業収入以外を含めた収入全体の50パーセント以上を占める事業主を対象としています。

Q15 白色申告の場合、月別売上金額の記載がないが、どこで判断するのか。

A15 ご自身で作成して管理している月別売上高を参考様式1に転記して提出してください。

Q16 確定申告はしていないが、住民税申告はしている。その場合は対象となるか。

A16 事業収入が全体の半分以上を占めていれば、対象となります。

Q17 前期の収入が少なく、確定申告をしていない。その場合は対象となるか。

A17 住民税申告をしていれば対象となりますが、どちらもしていない場合は創業間もない方を除き、対象外となります。

Q18 減少率は小数点第何位まで記入すれば良いか。また、切り上げとして良いか。

A18 小数点第2位以下を切り捨てて表記してください。

(例)

・20.551%→20.5% ・19.975%→19.9% ・49.995%→49.9%

Q19 e-tax で確定申告した場合に必要なものは。

A19 e-tax の場合は確定申告書の控えと受信通知を併せて提出してください。

Q20 創業してから1年満たない場合は対象になりますか。

A20 令和3年8月31日までに創業した方が対象となります。

Q21 創業して間もなく、確定申告をしていないが対象となるか。

A21 創業間もなく確定申告をしていない方については開業届など実態が分かる書類（パンフレットや事務所の写真等）を併せて提出して下さい。

Q22 対象月とはなんですか。

A22 令和3年1月から同年11月の間で、いずれかのひと月を選んだ月を指します。

Q23 インターネット環境がないが、申請書類はどこで手に入るか。

A23 ときがわ町のHPからダウンロードする他に、ときがわ町役場産業観光課（第二庁舎2階）の窓口もしくはときがわ町商工会の窓口にて配布しております。

Q24 書類を持参して申請してもよいか。

A24 感染拡大防止の観点から原則、窓口での受付はしておりません。郵送での申請のみとなります。

Q25 売上の算定期間について、1か月未満の売上高でもよいか。また、見込みで出しても良いか。

A25 売上の算定期間は原則1か月で計算してください。見込みでの提出はできません。

Q26 令和元年12月31日までに創業した方と令和2年1月1日以降に創業した方で申請方法が分かっているが、令和2年1月1日以降に創業していても令和元年12月31日までに創業した方法で売上を計算できる場合は令和元年12月31日までに創業した方法で申請してもよいか。

A26 令和元年12月31日までに創業した方法で申請しても構いません。